

田原市総合教育大綱

田原市教育振興基本計画

(改定案)

令和3年3月
田原市・田原市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 田原市の目指す教育	
I 目指す姿	2
1 基本理念	2
2 目指す人づくり	3
II 教育の主要な柱	5
1 ふるさと教育・ふるさと学習	5
2 ふるさと教育の推進	6
第2章 教育の取組方針	
I 学校教育の取組	7
II 社会教育の取組	9
1 生涯学習の推進	9
2 生涯スポーツの推進	11
3 生涯読書・図書館サービスの充実	12
4 文化財の保存・活用	13
III 教育分野に関する個別計画	14
参考資料	15

◆ はじめに

1 計画改定の趣旨

田原市では、田原市総合教育会議において平成28年2月に田原市教育振興基本計画を改定、総合教育大綱を策定し、教育の総合的な方向性を示し、本市の教育の充実に取り組んできました。

その計画期間が、令和3年3月をもって満了することに併せ、社会情勢の変化に伴う新たな課題や、今後育むことが求められる資質・能力などを踏まえて、本市の今後の教育への取り組みの方向性を示すため、同計画を改定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である田原市総合計画に示す将来都市像を実現するための教育文化分野に関わる部門別計画として位置付け、第2期田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略等の関連する他の計画と連携しながら教育の目指す方向性と基本方針を示すものです。

また、教育基本法第17条第2項に規定する本市の「教育振興基本計画」として位置付けるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」として位置付けます。

本市のまちづくりの理念「みんなが幸福を実現できるまち」の下、総合教育大綱・教育振興基本計画には、本市の教育、文化・伝統、スポーツなどの振興に関する施策の基本となる理念、目指す人づくり、重視する考え方を明示し、本市における人づくりの「目指す姿」を明らかにします。

3 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、田原市総合計画の改定や、必要に応じ随時見直すこととします。

第1章 田原市の目指す教育

I 目指す姿

1 基本理念

「ふるさとに学び 人が輝く 田原の人づくり」

田原市の教育は、日本国憲法及び教育基本法をはじめとする教育関係諸法令に基づき、人格の形成を目指し、個性を尊重しつつ個人の能力を伸ばし、自立した人間を育て、社会の形成者である住民を育成すること、すなわち、「人づくり」を目指しています。

子どもから大人まで、ふるさとに学び、自らを磨くことで、一人ひとりが心豊かな人間として、きらりと輝く幸せな人生を送ってもらおうとの願いを込め、平成28年に修正した基本理念、「ふるさとに学び 人が輝く 田原の人づくり」を引き続き継承していきます。

昨今の社会情勢は、急激な少子高齢化社会の進行や、地震、津波、ゲリラ豪雨などの大規模災害に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大が、さまざまな教育活動に大きな影響を及ぼしていることに踏まえ、GIGAスクール構想の実現に向けた教育のデジタル化や「学校の新しい生活様式」に対応した教育環境への対応など、教育のあり方が大きく変わろうとしています。

しかしながら、教育の目指すものは、いかに時代が変化しようとも変わることがあってはなりません。人々は、互いの人権を尊重し、生涯を通して健康で生きがいのある人生を過ごす中で、それぞれの自己実現を図り、幸せな生涯を送りたいと願っています。

田原市では、本計画の基本理念である、「ふるさとに学び 人が輝く 田原の人づくり」を基に、次のような「目指す人づくり」をすすめます。

2 目指す人づくり

- ① ふるさとを愛し、たくましく生きる人を育てます
- ② 社会との絆を深め、信頼される人を育てます
- ③ スポーツや文化・芸術に親しみ、心身ともに健康な人を育てます
- ④ 夢や志を抱きその実現に努力し、社会に貢献する人を育てます
- ⑤ ふるさとに誇りをもって、世界に羽ばたく人を育てます

① ふるさとを愛し、たくましく生きる人を育てます

田原市の自然、歴史・伝統文化、人々とかかわり、地域の魅力や良さを理解し活かすことを通じて、郷土愛が生まれ、地域に誇りを持つことができるようになります。また、変化の激しい社会の中で、困難に立ち向かい、生き抜く力をつけることも大切です。ふるさと教育の中で、自己を確立し、目標を見つけ、たくましく生きる人づくりを目指します。

② 社会との絆を深め、信頼される人を育てます

より豊かな社会を実現するためには、社会の一員としての自覚を持ち、一人一人が公共を重んじ、信頼を大切にすることを育むことが大切です。礼節を重んじ道徳を大切にすることで互いに尊重し合い、受け入れる心を育てる人づくりを目指します。また、家庭を原点として、学校や地域、行政など社会全体が協働して教育の向上に取り組む人づくりを目指します。

③ スポーツや文化・芸術に親しみ、心身ともに健康な人を育てます

スポーツや文化・芸術は、自分自身の品性を磨くうえで大切なことです。単に成果を競うのではなく、心身ともに健康な人を育てるといふ視点で、生涯にわたってスポーツや文化・芸術に親しむ人づくりを目指します。

④ 夢や志を抱きその実現に努力し、社会に貢献する人を育てます

学びは、生涯を通じた課題であり、生きがいでもあります。一人一人が生涯にわたり、いつでもどこでも、自分の夢や志の実現を目指して自己を高めることに努め、個性と能力を伸ばすことができるようにすることが大切です。学ぶことで、社会の一員としての自覚を持ち、心豊かな生活を送ることができます。その学びを社会に還元し貢献できる人づくりを目指します。

⑤ ふるさとに誇りをもって、世界に羽ばたく人を育てます

自分が住む「ふるさと」への誇りと地球規模の視野に立った考え方をあわせもち、世界の人々がそれぞれの「ふるさと」を誇りに思う気持ちも尊重できるようになることが大切です。海外を含むさまざまな人々との出会いや交流を通じて、世界に通じる教養を身につけ、多様な文化や価値観をもつ人々と理解し合い、共に生きることができる人づくりを目指します。

Ⅱ 教育の主要な柱

1 ふるさと教育・ふるさと学習

本計画で掲げる基本理念を基に、今後も「ふるさと教育」を継承していくため、先に述べた5つの目指す人づくりの中では、「ふるさとを愛し、たくましく生きる人を育てます」、「ふるさとに誇りをもって、世界に羽ばたく人を育てます」の2つの方向を示しています。

このことから、本市の教育において、「ふるさと教育」は、学校教育と社会教育の両方にわたる主要な柱として位置づけられています。

また、「ふるさと学習」とは、今、学習者自身が住んでいる、このふるさと（田原市、校区、字など）の自然、歴史、人物、文化、産業といった地域の教育資源や、それらに関する資料を教材として、ふるさとに関する知識を広げ、認識を深める学習のことで、更に、こうした学習を支援するための活動を、「ふるさと教育」と呼びます。

ふるさとに関する知識を広げ、認識を深めることは、間接的であっても、ふるさとへの誇りと愛情を育てることにつながります。

正しい知識や認識に裏づけられた誇りや愛情は簡単に揺らぐことがなく、人を、ふるさとをよりよくするための行動に導いていきます。

田原市における「ふるさと教育」と「ふるさと学習」は、ふるさとそのものについての学習を中心に取り組むことにより、「ふるさと田原」に関する知識を広げ、認識を深めていくことを中心に据えていきます。

2 ふるさと教育の推進

(1) ふるさと教育を発展させるための環境（資源）

教育機関は、すべて、ふるさと教育の拠点でもあります。学校がそのような役割を果たすべきことはいうまでもありません。

社会教育施設についても同様です。例えば、市民館がふるさとに関する講座を開催し、図書館が所蔵するふるさとに関する資料の活用を促し、博物館がふるさとに関する展示会を開催しています。それぞれの機関が、さまざまな方法でふるさと教育を促進する活動を行なっているのです。

とりわけ、社会教育施設の活動は、ふるさとに関する生涯にわたる学習の支援が中心となっているといっても過言ではありません。

これらの教育機関・社会教育施設の整備は、生涯にわたる「ふるさと学習」の支援という観点から重要な意義をもっています。

また、ふるさと教育の発展に欠かせないものは何といても「ひと」です。特に注目したいのは、ふるさとに関する多くの知識をもつシニア世代の存在です。その知識をふるさと教育の促進に役立ててもらうことには、シニア世代自身の人生の生きがいくくりとしての意義もあります。

第2章 教育の取組方針

I 学校教育の取組

○ふるさと田原の学校で きらり 子ども 輝く

『ふるさと』とは、地域の自然、産業、歴史や伝統文化、そして経験豊かな人材など、地域の「人、もの、こと」すべてを包括したものです。ふるさとに学び、人とふれあい、様々な体験をすることで学ぶ喜びや充実感を味わうことができ、自ら感じ、考え、行動する力が育っていくと考えます。また、社会とのかかわりを深めることで豊かな人間性や社会性が育まれます。学校では、実体験を重視し、ふるさとに学ぶ「ふるさと学習」を推進します。

『子どもが輝く』とは、一人一人が尊重され、自己を磨き高めることで、自己肯定感や自己有用感をもち、生き生きと輝く幸せな人生を送ることであると考えます。ふるさとに学び、子どもが輝く取組を通して、子どもの多様な学びを保障し、一人一人の個性や可能性を引き出す教育を推進します。そして、夢や希望をもって、自己を高めようとする子どもの育成を目指します

こうして育った子どもは、ふるさと田原への愛着心と誇りをもちます。そして、地域とのかかわりを大切に思い、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする人になります。私たちは、家庭・地域と共にある学校づくりを推進し、ふるさと田原できらり輝く子どもを育てていきます。

個別計画体系図

〔スローガン〕

ふるさと田原の学校で きらり 子ども 輝く

〔重点目標〕

ふるさとを愛し、生き生きと学ぶ子の育成

ふるさとを愛し、生き生きと学ぶ子の育成

健やかで、たくましく生きる子の育成

夢を持ち、社会の役に立とうとする子の育成

家庭・地域と共に子どもを育てる学校の実現

生き生きと学べる安全安心・快適な学校の実現

〔基本施策〕

学習意欲・学力向上の取組

少人数指導の充実

特別支援教育の充実

ふるさと学習の推進

読書活動や情操教育の推進

英語教育、国際理解教育の推進

道徳教育・情報モラル教育、
人権教育の推進

ボランティア活動・交流活動の
推進

いじめ・不登校対策、生徒指導、
相談活動などの充実

食育・健康教育の推進

学校体育の推進

防災教育・安全教育の推進

キャリア教育の推進

保育園・認定こども園・小中高の
連携の取組

学校支援体制の充実

家庭・地域との協働体制の強化

情報発信・学校公開の推進

コミュニティスクールの推進

安全安心・快適な教育環境の整備

ICT環境の整備・GIGAスク
ール構想の推進

(田原市学校教育振興計画)

Ⅱ 社会教育の取組

1 生涯学習の推進

○ふるさとを愛で ふるさとに学ぶ人づくり

【取組の方向】

- 田原の自然や歴史・伝統文化を大事にした「田原の人づくり」を推進します。
- 実体験を行う地域の自然、歴史・伝統文化、人材が豊富に存在しますので、市内全体を教育のフィールドとして活用する「ふるさとに学ぶ教育」を推進します。
- 大人から子どもまで、ふるさとに学び、自らを磨くことで、心豊かな人間としてきらりと輝く幸せな人生を送ることを願い「ふるさとを愛で人が輝く教育」を推進します。

【重点目標】

(1)学ぶ機会の充実

急激な社会情勢の変化の中で時代を切り拓く力を身に付けることができるよう、また、人生100年代と言われて少子高齢化・長寿命化が進む中、市民の学びへの多様なニーズに応えるため、関係機関や地域との連携・協力を図りながら、人生のさまざまな場面において学びの機会の充実を図ります。

(2)学びを活かす機会の充実

学びから得た成果を発表する機会を設けるなど、他の人の学びや地域社会に活用することで、さらに学びに対する幸せを感じ、人生を豊かにすることができます。社会の中で多くの人が輝くことができるよう、学びを地域社会に還元できる人づくりや共有できる仕組みづくり、発表機会等の環境整備に努め、学びの成果を還元する機会の充実を図ります。

(3)学びの支援の充実

市民の学習活動を支えるには情報の取得のしやすさや環境の整備が必要です。利用しやすい施設運営に努めることにより市民の学習活動を支えます。

また、地域の資源や人材の把握を積極的に行い、情報提供の活性化や地域社会全体による学習支援のネットワーク化等の環境整備に努め、市民の学びの支援充実を図ります。

さらに様々な学ぶことが困難を抱える人を支え、みんながそれぞれの立場で学びに触れることができ、そして社会の一員として生きがいを持って活躍できるよう、学校、地域、NPO、専門機関等のネットワークを強化し、学びへの支援体制の充実を図ります。

【目標を実現するための施策】

個別計画体系図

〔スローガン〕

ふるさとを愛で ふるさに学ぶ人づくり

〔重点目標〕

学ぶ機会の充実

学びを活かす機会の充実

学びの支援の充実

〔基本施策〕

ライフステージに応じた学びの機会の提供

地域性に応じた学びの機会の拡充

ふるさとの歴史・文化・産業を通じた学びの機会の提供

学びの成果を活用する機会の推進

地域性に応じた学びの機会の拡充

学びのための体制・制度・環境整備の推進

学びのための情報提供の充実

学ぶことが困難な環境に置かれている人への支援の充実

(田原市生涯学習振興計画)

2 生涯スポーツの推進

○スポーツ大好き 田原

市民がスポーツを通じて豊かな心を育み、健康で幸せに暮らせるよう、いつでも、どこでも、だれでもスポーツに親しむことができるような生涯スポーツ社会を実現していきます。

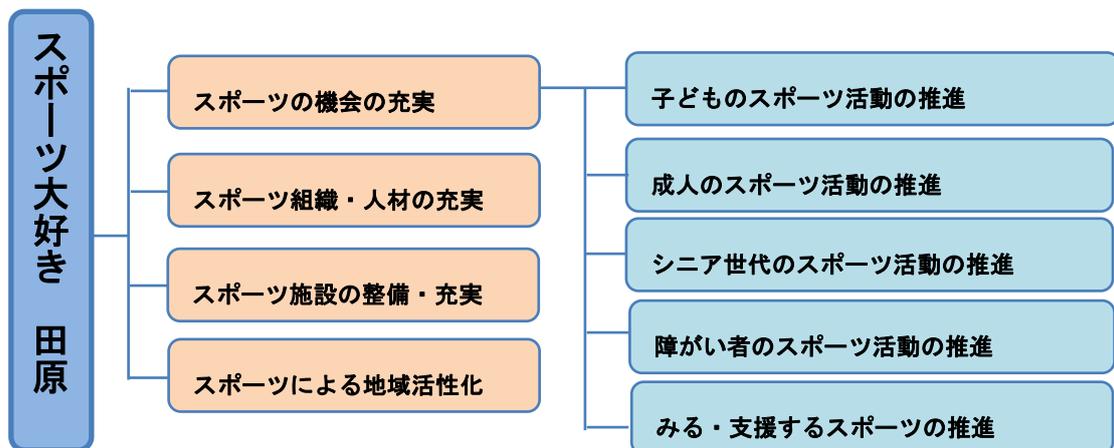
その中から国内や海外で活躍できる将来のトップアスリートを発掘し、支援することにより多くの人に夢や希望を与え、市内のスポーツ振興につなげます。

また、スポーツの力で市民の交流を活発化させて、地域に活力を生み出すとともに、本市の有する海や山などの恵まれた地域資源を活かしたスポーツに力を入れることで、スポーツを目的に市外から訪れる人を増やし、地域の交流人口を増加させて、地域社会の活性化につなげることを目指します。

個別計画体系図

〔スローガン〕

〔基本施策〕



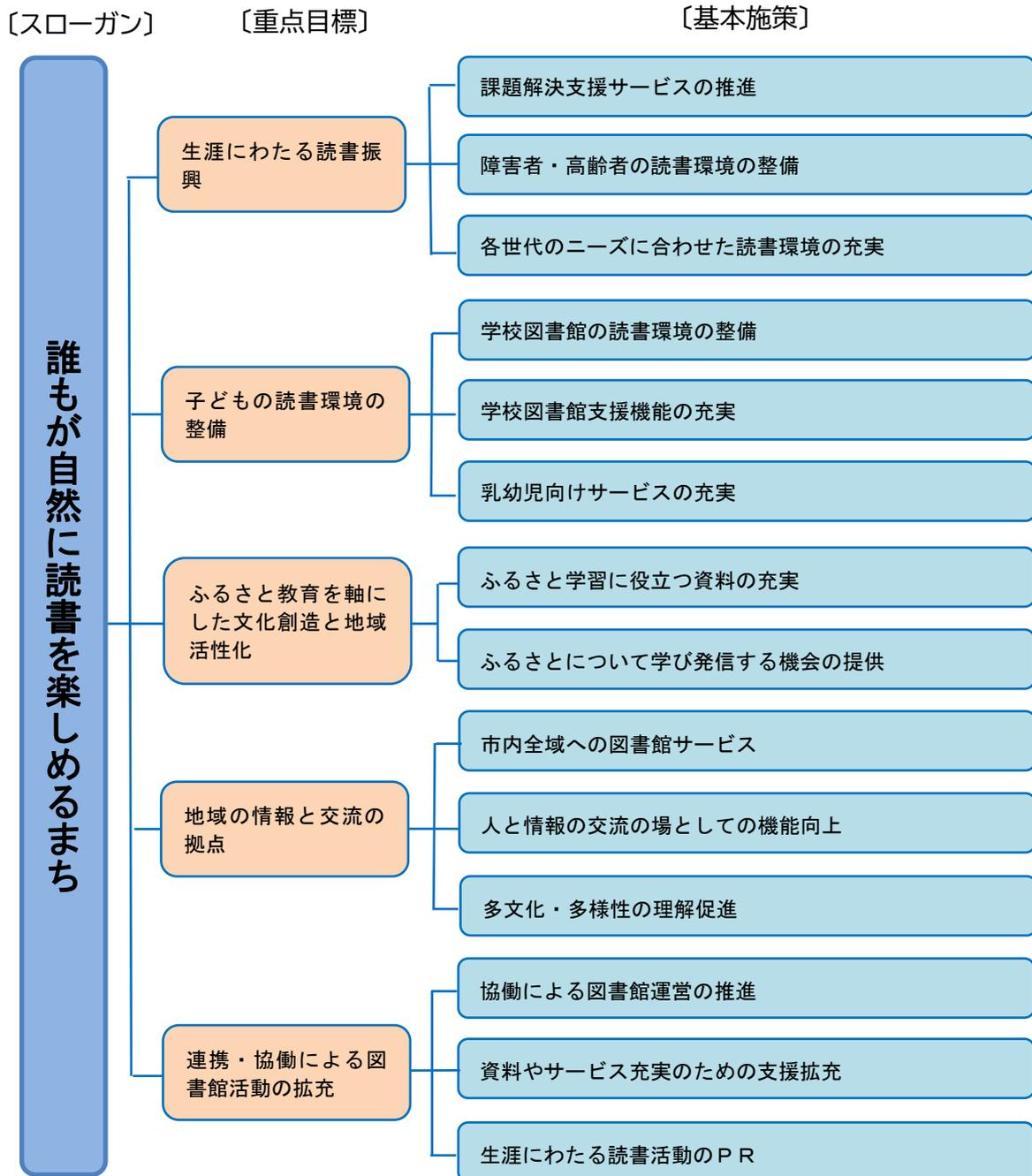
(田原市スポーツ推進計画)

3 生涯読書・図書館サービスの充実

○誰もが自然に読書に親しめるまち

読書は生涯にわたる発達に欠かせない活動です。田原市生涯読書推進計画は、全生涯にわたって読書ができる環境を整え、読書活動を振興することを目指します。

個別計画体系図



(田原市生涯読書振興計画)

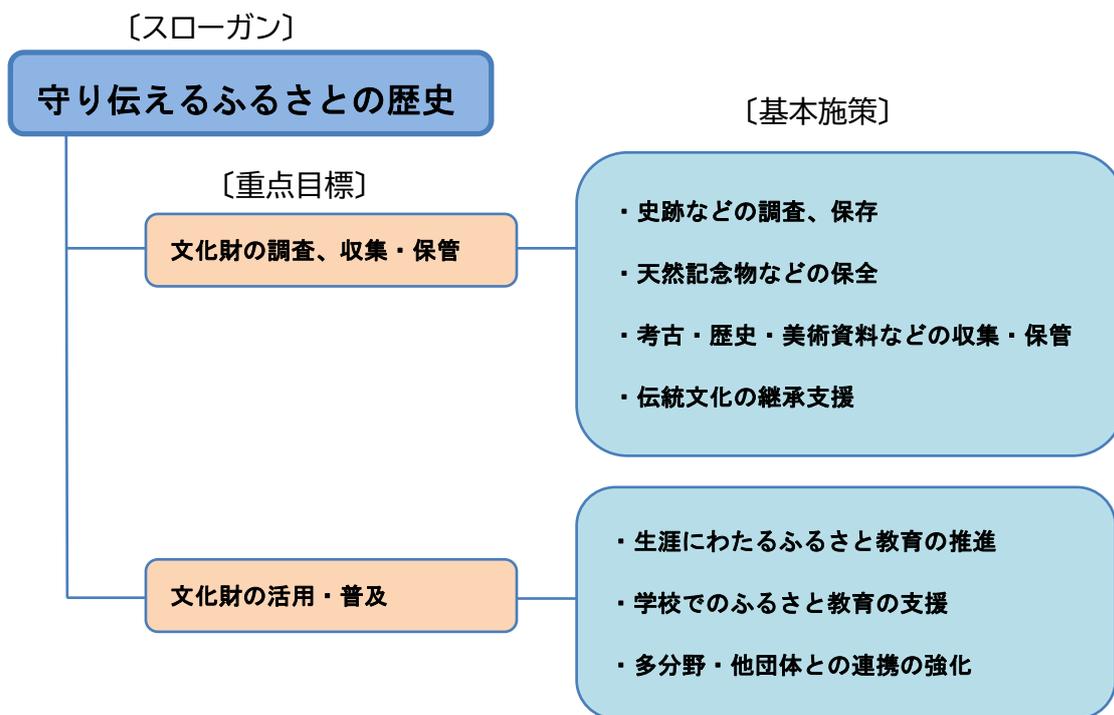
4 文化財の保存・活用

○守り伝えるふるさとの歴史

ふるさと教育の礎となる市内の貴重な史跡や天然記念物等や、博物館で収蔵している考古・歴史・美術資料などについて、調査・保全などを行いながら適切に保存します。

また、ふるさとに関する知識を広げ、理解を深める学習を支援するため、博物館や資料館等での展示、各種講座・教室の開催や、小学校・中学校でのふるさと学習の支援等を行い、積極的に情報発信し、活用を図ります。

個別計画体系図



(田原市文化財保存活用計画)

Ⅲ 教育分野に関する個別計画

教育分野の各取組については、所管課で個別計画を策定し、各計画の事業の推進及び進捗管理を行っていきます。

計 画 名	取組（目標）期間
田原市学校教育振興計画	令和3年度～令和7年度
田原市生涯学習振興計画	令和3年度～令和7年度
田原市スポーツ推進計画	平成28年度～令和7年度
田原市生涯読書振興計画	令和3年度～令和7年度
田原市文化財保存活用計画	令和3年度～令和7年度

<参考資料>

1 田原市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有し、民意を反映した教育行政を推進するため、田原市総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、市長が議長となる。

2 会議は、市長が定める日に開催するものとする。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

4 構成員は、会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公開するものとする。ただし、第6条ただし書の規定の場合にあつては、公表しないことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局を企画部企画課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 田原市総合教育会議構成員

(敬称略・策定時)

職 名	氏 名
田原市長	山 下 政 良
教育委員会 教育長	鈴 木 欽 也
教育委員会 教育長職務代理者	天 野 千 栄 子
教育委員会 委員	金 田 真 也
教育委員会 委員	太 田 孝 雄
教育委員会 委員	高 崎 佐 智 江

3 策定（改定）の経過

平成 22 年 3 月	田原市教育振興基本計画の策定
平成 26 年 6 月	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正
平成 27 年 4 月	同法の施行

同年 7 月 29 日	第 1 回総合教育会議	(策定に向けた協議・意見交換)
同年 11 月 20 日	第 2 回総合教育会議	(教育大綱・教育振興基本計画改定案)
平成 28 年 2 月 17 日	第 3 回総合教育会議	(教育大綱の策定・教育振興基本計画の改定)
令和 2 年 12 月 25 日	第 1 回総合教育会議	(教育大綱・教育振興基本計画改定案)
令和 3 年 3 月 17 日	第 2 回総合教育会議	(教育大綱・教育振興基本計画の改定)

4 改定版第 1 次田原市総合計画（平成 2 5 年 3 月）の施策体系

<基本構想>

まちづくりの理念	みんなが幸福を実現できるまち
まちづくりの方針	方針1 「市民の幸福感」を根幹に据えたまちづくり 方針2 多様な主体との連携により成長し続けるまちづくり 方針3 参加と協働による持続可能なまちづくり

<基本計画>

教育文化分野の施策の大綱

ふるさとに学び、人がつなぐ人づくりのまち

教育文化分野の主要プラン

子どもの個性をみかく学びの環境づくり
子どもと地域の交流機会の充実
身近に文化・芸術・スポーツがある地域づくり
次の世代への田原市の歴史・文化の継承

健康福祉分野で関係の深い主要プラン

安心して子どもを産み、育てられる環境づくり



〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1
田原市企画部企画課〔電話 0531-23-3507〕
田原市教育委員会教育総務課〔電話 0531-23-3530〕